

防衛調達の課題と今後の方向

— 不祥事防止のために —

中谷 尚高

NAKATANI Naotaka

はじめに

本研究は、防衛調達における不祥事を防止するため、その問題点と今後のあり方について明らかにすることを目的としている⁽¹⁾。

公共調達はその財源が租税から賄われているため、民間企業間における契約とは異なり、透明性や公平性の確保が強く求められている。また契約情報などについても国は説明責任を負っている。

しかし公共調達においては談合などの不祥事が後を絶たない。明治政府が国内の近代化に着手して以来、インフラ整備に伴う公共工事は談合との関係を抜きには語れない。談合の歴史は、明治に始まったわが国の近代化に伴う公共工事の歴史でもあった。このため公共工事には談合がつきものであるとの認識が国民の間でイメージとして定着してしまった。このようななかにあって、防衛省においても談合をはじめ様々な不祥事が起きた。特に調達実施本部における背任事件や防衛施設庁における官製談合事件及び航空自衛隊におけるオフィス家具に係る官製談合事件などは、国民から大きな非難を浴びた。防衛省は国の防衛を司る官庁であり、その動向に関しては国民の注目度は高い。

防衛調達については、これまで不祥事が発生すると新聞、雑誌等においても論じられることがあったものの、それはどちらかというとなら国防産業との関係や天下りといった限られた視点からのものである。また防衛調達に関する研究も主として談合問題を他の公共事業官庁のそれと同じ切り口から取り扱ったものであり、不正請求等を含めて防衛調達全体に係る不祥事を、防衛省の内部組織や防衛装備品の特徴などとの関連において考察した研究は、筆者の調べた限り見つけられなかった。従ってこうした観点から基礎的な資料を提供して問題提起をすることは、学術的にも社会的にも意義があるものと思料する。

1. 談合と官製談合

(1) 談合とは

談合とは複数の人間が集まり相談することを指す言葉であり、日本において古くから

行われていた行為である。商行為を伴わない単なる談合は罪とはならないが、商行為としての談合（入札談合）は社会的に許容されない行為である。通常入札談合とは公共工事等の入札に先立って、入札参加業者間で落札業者を事前に決定するものである。

談合そのものは、私的独占の禁止や公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）に定める価格カルテルの一行為である。談合罪は、国又は地方公共団体等が行う入札における公正な競争を妨げる行為にその対象を限定している。談合罪とは、「偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為」や「公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で談合した者」（刑法（明治 40 年法律第 5 号）第 96 条の 3 第 1 項（競売等妨害罪）及び同条の 3 第 2 項（談合罪））が対象となる犯罪である。しかし「公正な価格」や「不正な利益」とはいかなるものであるかについての定義が曖昧であり、これまで様々な議論が行われてきた。このため現在に至るまで学説及び判例が統一された状態にはない。学説では、「公正な価格」とは、「競争とか入札という観念を離れて客観的に測定されるべき公正価格をいうのではなく、当該入札において、公正な自由競争によって形成されたとであろう落札価格」とする「競争契約説」と、「当該入札において最も有利な条件を有する者が実費に適正な利潤を加算した価格」であるとする「利潤価格説」がある⁽²⁾。主流派は前者であるものの後者についても一定の支持がある状況である。また司法における判断について、最高裁は一貫して「競争契約説」を採っているが、高裁や地裁においてはしばしば「利潤価格説」による判決が下されている。しかし平成以降の判決を見る限りにおいては、「競争契約説」が主流となっている。

（2）官製談合とは

平成 14（2002）年 7 月の第 154 国会において成立した入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）（以下、「官製談合防止法」という。）においては、入札談合等関与行為を「国、地方公共団体または特定法人が入札、競り売りその他の競争により相手方を選定する方法により行う売買、賃借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき業者若しくは落札すべき価格を決定し、または事業団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、独占禁止法に違反する行為」（第 2 条第 4 項）とし、具体的には、①談合の明示的な指示、②発注に関する意向の表明、③発注に関する秘密情報の漏洩、と定義している。

官製談合防止法はその対象を国及び地方公共団体並びに特殊法人等を対象としたものであり、「入札談合等関与行為を排除し、及び防止するため、公正取引委員会による各省各庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等について定める」（第 1 条）ことを目的としている。しかし、同法制定後においても官製談合が発生しているため、より厳罰化が必要として、平成 18（2006）年に発注機関職員に対する刑罰規定の新設、入札談合等関与行為の範囲拡大及び法適用対象となる発注機関の拡大等が追加され、これに合わせ法律名も入札等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処

罰に関する法律（平成 18 年法律第 110 号）に改められた。

2. 公共調達について

企業間の契約と異なり、国の契約は会計法（昭和 22 年法律第 35 号）に基づき、原則として競争契約によることが求められている（第 29 条の 3 第 1 項）。これは、国が契約を締結するに当たっては、国民に広く均等に入札の機会を提供し、かつ最も納税者にとって有利（安価）となる相手方を選定するためである。一般競争を行うことが国にとって不利である場合などについては業者を指名することが認められている（同第 3 項）。この他に、競争に付すことが不利である場合、緊急の場合などについては随意契約も認められている（同第 4 項）。随意契約とは、発注者である国などの会計機関が、契約相手方を任意に選定できる契約方式である。

一般競争入札は入札保証金の納付等が必要とされる場合があるが、一定の条件を満たせば原則として希望者は誰でも自由に参加することが出来る。この一定の条件は各省庁ごとに異なり、防衛省の場合は防衛省所管契約事務取扱細則（平成 18 年防衛庁訓令第 108 号）において、工事及び物品の調達ごと及び契約方法ごとに定められている。

なお、随意契約を締結できる場合の基準については、(1) 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、(2) 緊急の必要により競争に付することができない場合、(3) 競争に付することが不利と認められる場合のほか、契約金額が僅少な場合などと定められている（予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令 165 号）第 99 条）。

3. 防衛調達の現状

自衛隊が必要とする装備品等は、自衛隊が工場等の独自の製造施設を有していないため、そのほとんどを民間企業と契約を締結し調達している。防衛省の調達組織は、装備品等の取得などを行う組織とその維持を担当する組織とに区分されている。装備品等の取得に関しては、防衛省の特別の機関の一つである装備施設本部が行い、維持については陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の各補給処等が行っている。装備施設本部は、自衛隊の任務遂行に必要な装備品等（火器、誘導武器、電気通信、船舶、航空機、車両、機械、弾火薬類、食糧、燃料、繊維及びその他の需品）及び役務で大臣の定める主要なものの調達を一元的に実施しており、これを中央調達と呼び、陸海空各自衛隊等が行う調達を地方調達と呼んでいる。⁽³⁾

中央調達と地方調達の所掌範囲は、防衛省設置法（昭和 29 年法律第 130 号）第 30 条及び装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和 49 年防衛庁訓令第 4 号）（以下、「訓令 4 号」という。）により定められている。訓令 4 号によれば、第 3 条において装備品等及び役務の範囲を定めており、この範囲以外の装備品等及び役務が地方調達の所掌範囲となる。

防衛装備品は、極めて過酷な環境下においても常にその機能性能が発揮することを

求められている。そしてその用途は主として防衛に限られているため、その仕様は特殊であり市場性が極めて乏しい。そうした装備品を製造できる企業はごく一部に限られるため、必然的に国の契約の例外規定である随意契約の件数比率が高くなっている。一般的に金額ベースで論じられることが多いため、一見するとそのほとんどを随意契約で行われているかの如く感じるが、平成 22 年度における中央調達に随意契約比率は、契約金額比率で 53.4% を占めているが、契約件数比率では 11.6% でしかない。また競争契約（一般競争契約）に着目すると、契約金額比率は約 39.7% であるが契約件数比率では 86.2% も占めている⁽⁴⁾。公共調達の適正化施策を受け導入された企画競争や公募の比率は、平成 20 年度時点において契約金額比率で約 44%、契約件数比率で約 39% となっている⁽⁵⁾。企画競争や公募は競争性のある随意契約として区分されているものの、その多くは 1 者しか応じられる企業が存在しない場合も多く、形式的な手続きとなっていることがある。このようなことから、防衛装備品の取得や維持については随意契約の契約件数比率を下げにくい現状にある。

このような状況のなか、防衛費は平成 22 年度においては前年比マイナス 0.4% の約 4 兆 6 千 8 百億円となっている。防衛費は装備品等の新規取得のための一般物件費と、国庫債務負担行為の当該年度支払い分の歳出化経費及び隊員の給与や糧食の購入費用である人件糧食費に区分される。このうち人件糧食費が約 4 割を、歳出化経費が約 4 割を占めており、新規装備品の購入経費である一般物件費は約 2 割程度しかない。歳出化経費及び人件糧食費は義務的経費であるためその他の用途に支出することができず、このため防衛予算は硬直しがちである。

防衛省の契約相手方となる企業は、世界的に有名な大企業から、その分野にかけては世界でトップクラスの能力を有する中小企業まで、様々な規模、分野の企業が参入している。多くの製造業がそうであるように、防衛に携わる企業も 1 社で装備品を製造しているわけではない。戦闘機では 1,186 社⁽⁶⁾ が、護衛艦では 2,523 社⁽⁷⁾ が、戦車では約 1,300 社⁽⁸⁾ が係っている。これらの企業の中には、国内で 1 社しか製造できない特殊な部品を製造しているところもあり、そうした企業が防衛分野から撤退することは、装備品の生産や維持に極めて大きな影響を与えかねない。事実、ここ数年防衛費の減少などにより、一部企業が防衛部門から撤退している。この背景には、防衛装備品のユーザーは自衛隊に限られており（一部に警察庁や海上保安庁がある）、その規模は限られていること、また国の政策として武器輸出 3 原則等⁽⁹⁾ があるため、輸出も実質的に禁止されていることが挙げられる。なお、企業の売上に占める割合は、三菱重工(株)で約 11% あるものの、電機メーカーは約 1% と極めて低い。⁽¹⁰⁾

4. 防衛調達における不祥事

防衛調達を巡っては、これまで様々な不祥事が発生している。不祥事の主なものとしては、組織内におけるものとして平成 11（1999）年に発覚した調本事件、平成 18（2006）年に発覚した、成田空港の電源施設工事談合に端を発した防衛施設庁における官製談合事件及び平成 22（2010）年に発覚した、航空自衛隊（以下、「空自」とい

う。) 第1補給処を舞台とした官製談合事件が挙げられる。次に談合事件としては、航空ジェット燃料や航空機用タイヤ或いは陸上自衛隊が使用する通信機用乾電池などである。この他調本事件を契機に、企業による不正請求事件が発覚している。なお、今年に入ってからは三菱電機㈱をはじめとする7社が不正請求を行ったとして、防衛省から指名停止措置を受けている。⁽¹¹⁾

調本事件とは、調達実施本部の元副本部長が関与した背任事件である。この事件は、平成6(1994)年から平成7(1995)年の間に通信電子機器メーカーが防衛庁(当時)との契約において、実績額を過大に請求した件について調達実施本部は過払い額の返還を求めた。返還額の算定は調達実施本部において行われたが、その際当時の副本部長の指示で不当に返還額を減額させ国に損害を与えたとして、平成10(1998)年9月に退職していた元副本部長及び元副本部長が逮捕された。この事件は新聞報道などで大きく取り上げられ、旧厚生省事務次官の汚職につぐ公務員の不祥事として国民から大きな批判を受けたものである。

その後、平成18(2006)年に防衛施設庁を舞台とした官製談合事件が発覚した。この事件は、防衛施設庁発注工事の電源関連工事において、東京防衛施設局の職員が予定価格の内容を漏えいしたほか、入札業者間の談合を黙認したものである。またこの過程において、天下り問題、再就職規制迂回のための所管法人が「待機場所」となっているなどの指摘や、OBを受け入れた企業との関係など、様々な問題点が明らかとなった。問題であるのは、調本事件という防衛庁内における幹部職員が起こした事件を対岸の火事としており、結果として調本事件の教訓と反省を防衛施設庁やその職員が自らの問題と認識していなかったことである。この事件の背景は、調査報告書⁽¹²⁾によれば、①防衛施設庁の沿革に由来する独自の人事管理、②現職職員と再就職したOBが緊密な関係になりやすい業界との関係、③安全保障環境の変化の影響を受けにくい業務の特性の3項目である、とされた。特にこの事件は一般職員が起こしたのではなく、技術審議官、建設部長、建設企画課長という「建設系技官」のトップ3名が主導的な役割を果たしていた。

空自オフィス家具の入札談合事件は、平成20(2008)年に防衛監察本部が定期防衛監察において空自第1補給処東京支処における入札状況に不自然な点がみられるとして、平成21(2009)年5月28日に防衛監察本部から公正取引委員会に対し、談合情報マニュアルに基づき報告がなされた。これをうけ、公正取引委員会は同年6月18日に空自第1補給処(千葉県木更津市)、同東京支処(東京都北区)及び関係企業に対して調査を行った。この結果、オフィス家具の契約において調達要求元である空自第1補給処が官製談合を行っていることが明らかとなったものである。防衛省の報告書⁽¹³⁾によれば、①法令等の遵守意識の欠如、②法令等の知識の欠如、という状態が認められた。

契約相手方の不祥事である不正請求は、防衛省の公表資料⁽¹⁴⁾に拠ればこれまで国内企業が関与したのものとして平成5(1993)年以降、平成23(2011)年末までに16件(16社)発生したほか、輸入商社に関しては4件(4社)の不正請求を行っていた。不正請求の内容は、国内企業においてはいずれも工数等の過大申告である⁽¹⁵⁾。

5. 防衛調達における課題と今後のあり方

(1) 運用部隊と後方部隊のさらなる相互理解

メディアにおいては「防衛省」と「自衛隊」について明確な区別がされていないことが多い。防衛省という場合には、陸上・海上・航空自衛隊を管理・運営などを任務とする行政組織の面をとらえるのに対して、「自衛隊」という場合には、我が国の防衛などを任務とする、部隊行動を行う実力組織の面をとらえている⁽¹⁶⁾。つまり行政組織の面とはいわゆる「軍政」面を指し、自衛隊とは「軍令」的な面を指すと解することができる。また自衛隊内においても、「軍政」と「軍令」のように機能別の組織構成がなされている。それは運用部隊と後方部隊である。

いうまでもなく自衛隊の任務は国防であり、その任務達成の実行力が運用部隊である。後方部隊はこの運用部隊を文字通り後方支援するのが目的である。このため、後方部隊は運用部隊の任務達成を妨げることは組織本来の在り方からしてあってはならない。しかしその一方で自衛隊は文民統制の下に組織されており、自衛隊の任務遂行は国際法や国内法よる制約下において行わなければならない。こうした諸制約の下、運用部隊においてはその任務達成のためにあらゆる能力を傾注することが求められている。様々な制約事項があっても、国の防衛や海外における諸活動において任務を遂行できないということは、我が国の主権の確保や国際社会における信用といった安全保障政策に大きな影響を与えるためである。こうしたことから運用部隊における考え方は、与えられた任務をいかに遂行するか、どのようにすれば任務遂行の支障となる問題を排除できるかといった視点から物事を考えている。これは運用部隊の使命を考慮すれば当然のことである。

これに対し後方部隊は、主に自衛隊に関する国内法令の他一般官庁同様に国の行政組織の一員として、物品管理法（昭和31年法律113号）や会計法といった一般的な法令も遵守する必要がある。このため、時代の変化に伴う情報公開や公共調達の適正化施策⁽¹⁷⁾といった様々な社会的要請にこたえる必要が生じている。後方部隊は行政手続き上の問題点を克服するために様々な苦労と工夫を重ねている。

運用部隊においては、後方部隊が運用部隊を支えているという認識を持っているが、その任務から目的達成のため任務優先となりがちであるので、会計法規等の行政的な制約を抱えている現状を認識することが求められる。

(2) 契約のあり方

平成20（2008）年に公共調達の適正化施策が実施されて以降、国の契約に対する透明性、公平性が更に強く求められている。しかし防衛装備品については、高度な安全性を求められる航空機用部品のほか、24時間365日連続運用されているレーダーサイトの監視用レーダーなど高い信頼性を求められる装備品も多い。このように競争性が一見してあるような場合においても、その中身をよく検討した場合、製造メーカーやその子会社以外には実質的に競争に参加できないことが非常に多い。こうしたことから防衛調達は随意契約の比率が高いが、随意契約については悪であるとの認識が社会

において根強くあるため、その理由等についてしっかりと説明を行い、国民が疑念を抱くことがないようにする必要がある。また防衛省との契約に限らず、国の契約はその手続きが複雑であるため、新規参入者の開拓努力を行うことや、業界団体などを通じて広報や案内を行うとともに、商工会議所などへ職員を派遣して説明会を行うなどの工夫を行うことが重要である。

競争性のある随意契約の場合、実質的に応募業者が1者である状態が継続する場合は、随意契約に切り替える等、いたずらに形式を担保することに固執せず、柔軟な選択を行うべきである。

(3) 予定価格算定の問題点

公共工事においては標準的な積算方法が公表されており、見積資料がない場合においても発注者側が独自に算定することは可能である。しかし、防衛装備品の多くは市販されていない特殊仕様であるため、標準的な積算基準などが存在しない。市場価格方式は市場の需給により価格が形成されるが、原価計算方式においては参考となる市場価格が存在せず、類似品の調達実績がある程度である。これは他官庁の公共調達においてはあまり見られない特徴である。中央調達においては全体の約34%が原価計算方式である⁽¹⁸⁾。

原価計算方式において、契約予定相手方が悪意を持って見積資料を作成した場合、そうした思惑を見抜くことは容易ではない。特に新規装備品である際は調達実績がないため、製造メーカーが同じであればこれまでの装備品の実績を参考にするなど、訓令に基づき算定を行う。

予定価格算定に際しては、装備品の製造に伴う図面作成、部品製造、組立及び検査などの工程を経て納入されることから、仕様書の細部事項とともに製造工程等についても一定の理解が必要となる。装備施設本部に勤務する事務官及び技官（以下、「事務官等」という。）は製造現場に出向く機会が少ないこと、また製造現場へ出向いても時間などの制約から製造工程全般を広く浅く見るだけにとどまりがちである。こうしたことから、担当している装備品の製造に関する知識は見積資料など書類上におけるものにとどまりがちである。こうしたことから、担当者の能力や経験により算定内容に若干の差異が生じる可能性がある。

(4) 人事制度における課題

中央調達を行う装備施設本部に勤務する隊員のうち、一部は陸上・海上・航空各自衛隊から派遣された自衛官が含まれている。自衛官については、派遣されているため一定期間を経過すると人事異動により再び各自衛隊へ戻るが、事務官等については主に装備施設本部内において異動することが多い。このため各地方防衛局において実施している原価監査業務や監督検査業務についての経験を得ることが難しい。特に製造工程現場における監督業務等、装備品の製造現場の実態に対する理解に個人差があることが考えられる。

これまでは特定の業務を長期にわたり担当することが多く、専門性を高められる一方、担当業務以外についての知識が不足している場合も多かった。人事異動が特定の

職に留まること、或いは他機関、他業務との人事交流が行われないことは、長期的に見て組織の能力を削ぐ結果ともなりかねない。このため特に装備施設本部に勤務する事務官等については、各自衛隊及び地方防衛局との積極的な人事異動を行い、装備品を運用している現場や企業の実態を理解しやすい各自衛隊、監督官、検査官及び原価監査官に配置するなど、組織を横断した人事方針を定める必要がある。

しかし、広範な知識を得られるということは、その一方で高い専門性を持つ隊員が育成されにくいという別の問題も生じる。

(5) 部内規律の確保

防衛省における不祥事は、調本事件や防衛施設庁官製談合事件及び空自オフィス家具談合事件など組織の幹部職員によるものが多い。調本事件は、天下りなどの見返りとして国への過払い額の返還金を不正に減額させるという行為であり、防衛施設庁談合事件も同様に天下り先確保がその根底にあった。またオフィス家具談合事件は、空自補給本部副本部長や第1補給処長といった将官が関連した事件である。自衛隊の将官が過去にこのような調達関係の不祥事を起こしたことはなく、極めて深刻なものであった。防衛省や自衛隊はピラミッド型組織であり、防衛装備調達における組織の中間層が不正を働く余地は少ないといえる。

こうしたことを防止する手段として公益通報制度が存在するが、これも運用次第で制度自体が骨抜きになる虞もある。現にオリンパス(株)においては公益通報により不利益を被ったとして社員が訴訟を起こすなど、民間企業においてもその運用如何では制度が機能しないことが明らかとなっている。このため調達関連の不祥事に限らず、不祥事を起こさないために公益通報制度の教育を充実させる必要がある。この他、幹部職員が不祥事に関連していたことから、中堅職員、なかでも将来幹部職員になるものについては、職種の如何を問わず官製談合防止法や自衛隊員倫理法及び公益通報法制度といった行政面における諸法令等の教育の充実を図るべきである。

(6) 情報公開の推進

防衛調達に限らず、これまで国は情報を国民に積極的に公開してこなかった。国に関する情報は「由らしむべし、知らしむべからず。」であった。

官庁の中でも防衛省と外務省は情報公開が進んでいないといわれている。これらの省は国の防衛や外交という機微な情報を扱っており、他省庁と異なり情報を公開できる範囲は自ずと限られものとなる。

国防に関する情報の中でも、その能力、なかでも装備品の性能は非常に高いレベルの保全が必要なものである。このため本来保全の必要性がない情報についても公開することが憚られるようになりがちになりやすい。また政治的にもいわゆる55年体制下においては国会等において装備品の取得などについて十分な議論が行われてこなかったことや、国民が防衛政策に関心を示さなかったことも影響していると考えられる。これは政治の世界では防衛は票にならないといわれていたことから明らかである。こうした状況のため、装備品の取得などに関する情報には関心が払われなかったこともあり、例えば戦闘機が1機100億円を要するとしても、なぜそれだけの費用がかかるの

かについて説明は行われていない。もしこうした説明を多少なりとも荒いレベルであっても行うことは、それに付随して関連する様々な内容についても説明を行うことが見込まれるため、メディアなどからいわれのない追求を避けたいという考えが背景にあるかもしれない。だが税金を支出する以上は、安全保障上支障のない範囲で説明責任を果たすことは国として当然の責務である。こうした情報を発信することなく、しかし価格については問題ありませんというような説明では国民は納得しないであろう。場合によっては「このような理由から競争入札は行えない」、或いは「入札は国にとって最終的に有利ではない」、と積極的に国民に対して問題提起をする姿勢も必要である。

■ 註

- (1) 本研究は、筆者の修士論文を要約したものである。
- (2) 郷原信朗「入札関連犯罪の理論と実務」2006 東京法令出版 P34
- (3) 装備施設本部 HP よくある質問 1 (1)
- (4) 防衛省装備施設本部の概況（平成 23 年度版）第 6 章平成 22 年度の調達実績 1 契約方式別調達実績
- (5) 防衛省第 10 回政策会議（2011.3.26）資料『取得改革』について P12～随意契約の見直し状況～
- (6) 防衛省第 1 回防衛生産・技術基盤研究会使用資料『防衛産業の現状（全般）』（2011.2.22）
- (7) 防衛省 第 4 回防衛生産・技術基盤研究会使用資料『海上自衛隊の艦艇における防衛生産・技術基盤に必要な要件』（2011.3.29）
- (8) 防衛省『取得改革の今後の方向性』（2010.9）P16 図 8【防衛産業の構造】
- (9) 武器輸出 3 原則（昭和 42 年 4 月 21 日）及び武器輸出に関する政府統一見解（昭和 51 年 2 月 27 日）を総称したもの。
- (10) 防衛省『我が国の防衛産業・技術基盤特色及び位置付け』（資料 1）主要防衛企業の防需依存度
- (11) 2012 年 1 月 27 日に三菱電機(株)が、同年 2 月 24 日には三菱プレジジョン(株)、三菱スペース・ソフトウェア(株)、三菱電機特機システム(株)及び太洋無線(株)の 4 社が、更に同年 5 月 25 日には住友重機械工業(株)及び住重特機サービス(株)が、それぞれ工数を過大に申告していたとして指名停止措置を受けている。
- (12)『防衛施設庁入札談合事件等再発防止に係る抜本的対策報告書』（2006.6.16）
- (13)『航空自衛隊第 1 補給処におけるオフィス家具等の調達に関わる談合事案に関する調査報告書』（2010.12.14）
- (14) 防衛省 第 4 回防衛省改革会議（参考資料 11）
- (15)『第 4 回防衛省改革会議（参考資料）（参考資料 11）』P18
- (16) 防衛省「平成 23 年度版防衛白書」2011 ぎょうせい P389
- (17)「公共調達の適正化について（通知）」財計第 2017 号（2006.8.5）
- (18) 防衛省装備施設本部の概況（平成 23 年度版）第 6 章平成 22 年度の調達実績 4 予定価格算定実績

■ 参考文献

- 郷原信郎「入札関連犯罪の理論と実務」2006 東京法令出版
 郷原信郎「「法令遵守」が日本を滅ぼす」2009 新潮社
 武田晴人「談合の経済学」1994 集英社
 鈴木満「入札談合の研究（第 2 版）」2004 信山社

共同通信社会部編「談合の病理」1994 共同通信社
戸沢行夫「江戸の入札事情」2009 塙書房
丹野忠善「岩見沢官製談合事件と日本の競走政策の深化」『跡見女子大学マネジメント学部紀要』
第10号（2011.11.15）
内藤洋介、城戸靖彰、田中洋介（共著）『ストラテジー&マネジメント』産業能率大学
吉盛栄仁郎「コンプライアンスの基礎」『長岡大学生涯学習センター生涯学習年報』
第4号（通巻第13号）2010.3
下井康史「行政法における国家公務員倫理法の位置付け」『日本労働研究雑誌』No.556（2007.8）
石田栄仁郎「国家公務員倫理法・倫理規定」『近畿大學法學』（第50巻第1号）（1999.7）
大森 彌「官のシステム」2010 東京大学出版会
稲継 裕昭「日本の官僚人事システム」1996 東洋経済新報社
朝日新聞社会部「兵器産業」1987 朝日新聞
広瀬 莊一「国家戦略としての公共調達論」2008 日刊建設工業新聞社
新藤 宗幸「講義 日本の行政」2001 東京大学出版会
江端 謙介「日本の軍事システム」2001 講談社
毎日新聞「防衛調達」取材班「防衛腐敗」1999 毎日新聞社
中野 雅也「「天下り」とは何か」2009 講談社
人事院編「公務員白書」2010 日経印刷
防衛省編「防衛白書」2011 ぎょうせい

国土交通省 HP

『水門設備工事に関する入札談合事件調査報告書』（2007.6.18）

消費者庁 HP

『消費者庁が所管する表示規制に係る法律についての運用状況』

人事院 HP

『平成22年度年次報告書』（2011.6.17）

総務省 HP

『国家公務員の定員について』

内閣官房行政改革推進室 HP

国家公務員制度改革推進本部顧問会議第1回会合資料

『国家公務員の採用から退職に係る現状について』（2008.9.5）

防衛省 HP

『装備施設本部の概況（平成22年度）第2章 調達業務の運営』

『航空自衛隊の戦闘機における防衛生産・技術基盤の役割』（2011.1.25）

防衛省第10回政策会議資料『取得改革について』（2010.3）

第5回防衛生産・技術基盤研究会使用資料【資料5】

『技術の研究開発の現状と軍事技術の方向性』（2011.5）

装備施設本部の概況

『平成22年度版第6章12項契約相手方別契約高順位（上位20社）』

『我が国の防衛産業・技術基盤の特色及び位置付け』

第1回防衛生産・技術基盤研究会使用資料『防衛産業の現状』（2011.1.25）

第4回防衛生産・技術基盤研究会使用資料

『海上自衛隊の艦艇における防衛生産・技術基盤に必要な要件』（2011.3.25）

『防衛省改革会議第4回参考資料』（2008.2）

『防衛施設庁入札談合事件等再発防止に係る抜本的対策報告書』（2006.6.16）

『取得改革の今後の方向性』(2010.9)

『航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に関わる談合事案に関する調査報告書』(2010.12.14)

『平成22年度定期防衛監察の結果について』(2011.8.24)

首相官邸 HP

『新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会第5回配布資料』(2010.4.8)

経済産業省 HP

『サプライチェーンへの影響調査』(2011.4.26)

三菱重工業(株) HP

防衛技術・生産基盤の維持・強化